

## 令和5年度 地域包括支援センターの事業計画について

### I 令和5年度事業運営方針について

市町村が包括支援センター事業を委託する場合には、委託先法人に対し事業の運営方針を示すこととされています。（介護保険法第115条の47第1項）

令和5年度の運営方針については、本年2月開催の運営協議会の承認を経て、以下の基本的な運営方針9項目、個別事業の実施方針3項目について事業計画策定の際に反映されるよう各包括支援センターへ提示しました。

### II 令和5年度 長野市地域包括支援センター設置運営方針の概要

#### ○基本的な運営方針（9項目）…介護保険法施行規則第140条の67の2

- 1 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 2 重点的に行うべき業務
  - (1) 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）
  - (2) 高齢者の権利擁護の推進
  - (3) 在宅医療・介護連携の推進
  - (4) 認知症高齢者とその家族への支援
  - (5) 住民組織と連携した地域づくり
- 3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・地域福祉ワーカー・ボランティア等の関係者とのネットワークの構築
- 4 介護予防に係るケアマネジメントの実施方針
- 5 ケアマネジャーに対する支援
- 6 地域ケア会議の運営
- 7 市との連携
- 8 公正・中立性の確保
- 9 チームアプローチによる業務

#### ○個別事業の実施方針（3項目）

- 1 第1号介護予防支援事業
- 2 包括的支援事業
  - (1) 総合相談支援業務
  - (2) 権利擁護業務
  - (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
  - (4) 認知症総合支援事業
  - (5) 地域ケア会議の充実
  - (6) 生活性体制整備事業
  - (7) 在宅医療・介護連携推進事業

### 3 その他の事業

- (1) 介護者教室の開催（家族介護継続支援事業）
- (2) 地域での介護予防活動支援
- (3) 地域包括支援センター・在宅介護支援センター運営調整会議
- (4) 地域包括支援センターの周知活動
- (5) 個人情報の保護

## Ⅲ 各地域包括支援センターから提出された事業計画について

各包括支援センター（サブセンターを含む 20 センター）から、市が示した「令和 5 年度長野市地域包括支援センター設置運営方針」に基づき、地域の特性やニーズ等も考慮した具体的な事業計画を策定、提出されました。

長野市では、基本的な運営方針の 2 「重点的に行うべき業務」として 5 項目を明示しており、提出された事業計画に反映されたものを抜粋しました。

### ○重点的に行う業務について事業計画に反映されたもの

#### 1 第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)

○介護予防・日常生活支援総合事業の利用者に対し、適切なアセスメントの実施により生活機能の支持・改善が図られるよう、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人の意欲に働きかけながら、その達成のために必要なサービスを主体的に利用して目標の達成に取り組めるよう具体的に介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成します。

○厚生労働省が定める地域支援事業実施要項、介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン及び長野市介護予防ケアマネジメント手順書に基づき、利用者の状態にあったサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、適切な介護予防ケアマネジメントを行い、高齢者の自立を促進し、元気な高齢者の社会参加につなげます。

#### 2 高齢者の権利擁護の推進

○認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加する状況の中で、権利擁護業務の重要性はますます高まっていることから、高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会や成年後見支援センター等と連携し、虐待防止と権利擁護に向けた活動に積極的に取り組みます。

○日常生活自立支援事業、成年後見制度の活用についての紹介や活用方法の周知活動を実施するとともに、基幹型包括支援センター、警察機関などと連携し、高齢者虐待を未然に防げるネットワークを構築します。

### 3 在宅医療・介護連携の推進

○医療と介護を必要とする状態の高齢者が、疾病を抱えても自宅等の住み慣れた地域で療養し最後まで自分らしい生活を続けられるよう、包括的かつ継続的に在宅医療・介護が連携協働できる体制構築を図ります。

また、長野市在宅医療・介護連携支援センターとも連携し、地域の医師等とともに連携推進を図ります。

### 4 認知症高齢者とその家族への支援

○認知症初期集中チームを活用しながら認知症高齢者やその家族を地域で支える体制づくり・早期発見・早期診断・対応に努め、市との連携により支援制度を活用し、継続的な支援を行う。また、認知症高齢者とその家族地域で見守り支える体制づくりのため、認知症サポーターの養成講座や活動、認知症カフェを支援します。

○認知症の様態変化に応じたすべての期間を通じて適切な医療・介護を受けられるとともに、行動・心理症状を予防しながら安心して暮らせるように、安心おかえりカルテの作成支援や認知症初期集中支援チームと連携しながら相談支援体制の充実を図ります。

また、認知症地域支援推進委員の活動に協力し、認知症への理解を深めるための普及・啓発に努め、認知症の有無にかかわらず、住み慣れた地域でじぶんらしくくらしつづけられるように地域での見守り支援体制づくりを進めます。

### 5 住民組織と連携した地域づくり

○住民による支え合い体制づくり、生活支援の担い手づくりを行う住民自治協議会の地域福祉ワーカー（生活支援コーディネーターの役割を兼務）や各支所等と連携し各地域の福祉活動計画や住民活動と連動する形で住民同士による「支え合い活動」を創出します。

また、地域資源、高齢者の生活支援ニーズの把握に努め、不足するサービスの創出や担い手の養成などの「資源開発」に協力して取り組みます。

○住民自治組織に配置された生活支援コーディネーターと連携し、住民の困り事から地域の課題を捉え、住民主体サービス、生活支援、介護予防の自主グループなど高齢者を含めた地域の支え合いの仕組みづくりを推進します。